

# 『正治二年初度百首和歌』伝本考

山崎 桂子

はじめに

「正治二年初度百首和歌」は、正治二年（一一二〇）、後鳥羽院の下令によって詠進された百首和歌である。詠出者は、後鳥羽院を始めとし、式子内親王、良経、慈円、俊成、定家、家隆など、当代一流歌人二十三名から成る一大雅事であった。本百首は、新古今和歌集に七十九首もの入集歌を持つ点から、また、この百首を契機として、御子左家の新進である定家が後鳥羽院歌壇へ登庸されたという点などから、従来注目されることの多かった作品である。

この正治二年初度百首和歌を取り上げて研究されたものとしては、有吉保氏の『新古今和歌集の研究』（岩波）（三省堂、昭和三年）、久保田淳氏の『新古今歌人の研究』（東京大学出版会、昭和四八年）などがある。しかし、まだまだ多くの興味ある問題が残されているようである。

私も及ばずながら、本百首の研究を志すものであるが、その第一段階は本文の検討であった。活字として出版されているものは、続群書類従巻第三八二所収のもののみであり、これによって研究を進めることには二・三の疑問があったので、私は、本百首諸伝本の調査を進めるかたわら、校本作成を手がけてきた。その結果、いくぶん本百首の伝本系統らしきものが判明してきたので、今後の研究の第一歩として、現在の考えを報告して大方の御批正を仰ぎたいと思

う。

## 一 伝本とその書誌

正治二年初度百首和歌（以下、正治初度百首とする）の伝本状況については、まず述べておこう。ここで言うところの正治初度百首伝本とは、詠出者二十三人の百首をまとめたもの、いわゆる編纂本正治初度百首のことであって、個人別の百首（例えば、神宮文庫蔵「守覚法親王百首」など）や、詠出者の家集に所収されている百首はこの場合含まない。

但し、「編纂本」という言葉については、私なりに定義しておくなければならぬ。本百首の諸伝本はすべて各人別に記載されており、組題百首などではないため、各題ごとに部類するという作業は考えられない。従って、どのような形態の時点をもち、それを編纂と言うのかという問題が生じる。

ここでは、私のように理解しておきたい。各詠出者の百首がある順序をもって、一冊或は何冊かに綴じられた状態を、第一義的には編纂とみて、それを編纂本と言う。しかし、それ以前の、綴じられてはいないけれども、ある順序をもって各人の百首が重ねられた状態、そのような、まとまった存在をも広義には編纂

と見ておきたい。それは、神宮文庫蔵の「守覚法親王百首」などが、他の詠出者の百首とは別に、独自に伝存していることに對して、區別する意味合いでもある。

とは言え、編纂本の伝本系統を考えるにあたっては、これら独自に伝存する個人の百首や、家集に収められている百首とのかかわりも考慮しなければならない問題である。

さて、現在までに私の調査しえた編纂本正治初度百首の伝本は、写本八本、版本一本、活字本（続群書類従卷第三八二）一本、計十本である。この他に、未見の写本が一本ある。これらの書誌について簡単にふれておく。

(イ)宮内庁書陵部蔵本（五〇一・九〇九）袋綴上下二冊。縦二八・二種、横二〇・七種。表紙は鳥の子、縹色の桐花文散らし。左肩に題簽（鳥の子、小短冊、上部に韻文）、外題は「正治百首上（下）」。本文料紙は楮と斐の混漉き。上冊墨付五二丁、下冊墨付五七丁。遊紙は両冊とも首尾各一丁。一面十二行。一首一行書。靈元天皇宸筆の題簽をもつ禁裡本である。この伝本は、他の伝本と異なって、目録（作者一覽）を持たない。又、この伝本のみ、次のような本文と同筆の識語を有する。

中納言得業信廣於流布本者無此作  
者所載或本也若被追加歎位署書様  
不審然而依見及書入位司之次第以外

上下者也後人任目錄可令書直之

(ロ)内閣文庫蔵本（二〇一・二六二）袋綴上下二冊。縦二七・二種、横一九・四種。表紙は栗梅無地の楮紙。左肩に題簽、外題は「正治二年百首上（下）」。本文料紙は楮紙。上冊墨付六三

丁、下冊墨付六八丁。遊紙は両冊とも首尾各一丁。一面十行。江戸中期写。楓山文庫本。上冊首に目録を持ち、奥書はなし。以下、内閣文庫蔵甲本とする。

(ハ)内閣文庫蔵本（二〇一・二五八）袋綴一冊。縦二三・三種、横一六・九種。表紙は紺鼠色無地の楮紙。左肩に題簽、外題は「正治御百首完」。本文料紙は楮紙。墨付一四〇丁、遊紙はなし。一面十行。江戸中期写。和学講談所本。首に目録を持ち、奥書はなし。以下、内閣文庫蔵乙本とする。

(ニ)島原公民館蔵松平文庫本（一三九・四五）袋綴上下二冊。縦二七・三種、横二〇・〇種。表紙は鳥の子紙、縹色、牡丹唐草空押文様あり。左肩に題簽。外題は「正治二年百首上（下）」。本文料紙は楮と斐の混漉き。上冊墨付六三丁、下冊墨付六八丁。遊紙は両冊とも首尾各一丁。一面十行。一首一行書。両冊とも尾に「尚舍源忠房」「文庫」の印あり。江戸初期写。上冊首に目録を持ち、奥書はなし。

(ホ)彰考館蔵本（巳一四）袋綴上下二冊。縦二六・二種、横一九・〇種。表紙は厚手の楮紙、砥の粉色地に亀甲形花劍菱文。左肩に「正治百首」と墨書（両冊とも題簽剝離）。本文料紙は楮紙。上冊墨付六三丁、下冊墨付六八丁。遊紙は両冊とも首尾各一丁。一面十行。一首一行書。江戸初期写。上冊首に目録を持ち、奥書はなし。

(ヘ)久保田淳氏御所蔵本  
袋綴上下二冊。縦二六・八種、横二〇・三種。表紙は楮紙、わずれな草色の無文。左肩に題簽、外題は「正治二年百首和歌上（下）」。本文料紙は楮紙。上冊墨付六三丁、下冊墨付六八

丁。遊紙はなし。一面十行。一首一行書。兩冊とも尾に「阿波国文庫」印あり。江戸初期写。上册首に目録を持ち、奥書はなし。「国書総目録』未載の伝本である。以下、久保田本と呼はせていただく。

(H) 勅修寺家旧蔵本

現在は、京都大学文学部国史学研究室古文書室の所蔵となっている。袋綴一冊。縦一九・四釵、横一三・六釵。表紙は無文のまにあい紙。左肩に題簽、外題は「正治百首寫」。本文料紙は斐紙。墨付一四〇丁。遊紙は首に二丁。一面十行。一首一行書。首に目録を持ち、奥書はなし。

(I) 統群書類従本

活字本統群書類従卷第三八二の底本となった写本である。宮内庁書陵部蔵(四五三・二)。袋綴一冊本。縦二七・一釵、横一九・六釵。表紙は楮紙、香色の無文。左肩に題簽、外題は「統群書類従三百八十二社」。表紙中央に貼紙し、「正治二年院御百首」と墨書する。本文料紙は楮紙。墨付一三二丁。遊紙はなし。一面十行。一首一行書。朱の書入(本文と同筆)がある。首に「和学講談所」印あり。江戸後期写。首に目録を持ち、奥書はなし。

(J) 百首部類本

元禄十三年刊の「百首部類」に収められているものである。百首部類は、十五種の百首と目録一冊から成るが、これには、六二冊本と二四冊本とがある。両者は綴じ方による冊数の違いであって同一の版である。

元禄十三庚辰歲孟春

出雲寺和泉掾蔵板

の刊記がある。今は、宮内庁書陵部蔵本(一五一・二六四)による。上中下三冊本。表紙は砥の粉色地に白の唐草の刷文様。縦二二・四釵、横一五・五釵。左肩に題簽、外題は「正治院御百首上(中、下)」。題簽匣郭は縦一五・七釵、横三・〇釵。紙数は上冊五六丁、中冊三七丁、下冊四八丁。本文行數十行。柱刻は上魚尾白口「正百」、下魚尾はなく白丸。本文匣郭は單郭。上册首に目録を持つ。刊記はこの三冊にはないが、「正治院御百首二度」の尾に「林和泉掾板行」とある。

(K) 統群書類従卷第三八二所収本

(I)で先述した宮内庁書陵部蔵の写本「統群書類従」を活字化したものであるが、活字本奥書に、

右正治二年院御百首以百首部類校合

とあるので、活字本の方は写本を版本「百首部類」で校合したものであることがわかる。尚、この活字本統群書類従については、『群書解題』に井上豊氏の解説がある。井上氏の解説に一・二不審な点があるのでふれておく。解題では詠出者について、「目録には良経を後京極攝政として出し、別に入道左大臣をあげているが、作品について見ると左大臣とあるのは良経で、入道左大臣としたのはなく、目録にない沙弥生蓮の作がある」とされている。しかし、これは井上氏の誤解で、「入道左大臣」と目録にあるのは、実房(沙弥静空)のことであり、作品は「沙弥静空」の名で見えている。また、「目録にない沙弥生蓮の作がある」とされているが、目録には「師光」で出てくる。従って、目録と作品とに相異はない。

以上の正治初度百首諸伝本の他に、新出の一本がある。『国書総目録』未載の伝本で、昭和五十三年秋の東京古典会主催『古典籍下見展観大入札会目録』の図版二一頁に「一四、正治御百首」として載せている写本である。解説では「江戸初期写、色変わり文様料紙、三冊」となっている。写真が載っているもので、それによって推定できることを記しておく。

外題は「正治御百首上（中、下）」。「内題は「正治二年御百首」。冒頭の後鳥羽院の御製の所が写真で見られるが、端作の「御製」という作者名の下に「後鳥羽院」と注記する点や、第四首目の歌「霜枯しのへのけしきも春くれは緑に移る雪の下草」の第四句を「緑に移る」(第一類は「緑も移る」とする点から見て、後に述べる第二類系の伝本と目される。更に三冊本である点も考えあわせると、第二類系の一伝本である版本百首部類のものになった本かとも思われるが、未調査であるので、これ以上の論述はさしひかえたい。(注一)

『国書総目録』はこの他、正治初度百首として、宮内庁書陵部蔵(一五一・三六五)の「内裏九十番歌合」「実方朝臣集」等との合綴本をあげる。しかし、これは、詠進者の一人である讃岐の正治初度百首詠を収めるのみである。同じく、『国書総目録』が掲げる活字本に、列聖全集書影集二所収本がある。これも、実は後鳥羽院の御詠のみである。

さて、以上の如く、今日のところ、宮内庁書陵部本、内閣甲本、内閣乙本、島原本、彰考館本、久保田本、勅修寺本、統群書類従本(写本)、百首部類本、統群書類従本(活字)と、未見の入札会目録の一本を加えて、十一種の写本、版本、活字本の存在が知られる。

これらは、いずれも書写者、書写年等の奥書を持たないという特

徴がみられる。本百首は二十三人の百首の集成であって、先述したように、各題ごとに歌を部類配列する作業は考えられないから、各人の百首を重ねてゆけば、それで一本になるという状況が想像できる。今日伝存するような、何冊かに綴じられた編纂本が行なわれるようになるまでは、各人の百首はバラバラのまま重ねられた形であったと考えられる。奥書のつけられなかったことも背けるような気がするのである。そのような伝本の形態が伝写の過程と深く結びついて、現存諸伝本を発生させるに至ったのであろう。

## 二 諸伝本の分類

前項で報告した諸伝本は、すべて各人別に百首を記載しており、二十三人の百首歌、計二千三百首(但し、欠脱歌のある伝本もある)ので、正確には諸本によって異なる)から成る。今、これらの伝本(未見の一本と、活字本統群書類従については措く)九種の各人の百首の記載順序その他によって生ずる形態上の相違などから、諸本を第一類、第二類の二類に分類することが出来、第一類は更にこれをa、bの二種に分けうる。その分類は次の通りである。

### 第一類 a——宮内庁本

b——内閣甲本、島原本、彰考館本、久保田本、統群書類従本

### 第二類——内閣乙本、勅修寺本、百首部類本

この分類の基準となる点について、以下に掲げてみよう。

#### (1) 百首記載順序

第一類本は、a、bとも詠出者の百首記載順序が次のようになっ

ている。

御製、三宮、前斎院、御室、良経、通親、慈円、忠良、隆房、  
季経、経家、釈阿、隆信、定家、家隆、範光、寂蓮、生蓮、静  
空、讃岐、小侍従、丹後、信広

これに對して、第二類本は次の通りである。  
御製、三宮、御室、前斎院、良経、静空、通親、忠良、信広、  
隆房、慈円、釈阿、季経、経家、隆信、範光、定家、家隆、生  
蓮、寂蓮、讃岐、小侍従、丹後

(2)内題

諸伝本の外題については、書誌のところて記したとおりである  
が、内題について見ると、第一類本と第二類本は次のように、はっ  
きりと別れている。すなわち、第一類本は、a、bとも

正治二年百首和歌

の内題を持ち、第二類本は、

正治二年御百首

の内題を持つている。

(3)歌数表記の有無

細かい点だが、百首内の各部立ごとに、その歌数を記しているか  
否かという点での相違がある。

第一類本は、第一番目の百首である後鳥羽院の百首について  
み、各部立ごとに、春二十首、夏十五首、秋二十首……と、部立  
の下に歌数を表記し、以下二十二人の百首については、一切歌数を  
記していない。

ところが、第二類本は、後鳥羽院以下二十二人の百首の部立にも  
すべて歌数を記するという体裁をとっている。但し、内閣乙本は歌数

表記のない所もあるが、勅修寺本、百首部類本は全詠出者の部立に  
歌数を記している。

(4)目録と識語

第一類b本と第二類本は、すべて巻首に目録を有するが、第一類  
a本はそれを持たない。第一類b本の目録と第二類本の目録とは相  
違がある。

第一類b本は、「作者」として、「御製」以下詠出者名を掲げる  
が、それは、(1)で述べた百首記載順とは異なる所がある。今、内閣  
甲本によって示すと、次の如くなっている。

作者	
御製	御室
三宮	入道左大臣 <small>尊賢</small>
後京極摂政	大納言忠良
内大臣	前中納言隆房
中納言信広	正三位季経
入道三位俊成 <small>法名頼円</small>	大納言 <small>從四位上</small> 範光
正三位経家	從四位下隆信
左近權少將 <small>從四位上</small> 定家	入道少将生蓮 <small>從五位上</small>
從四位下家隆	寂蓮
前大僧正慈円	讃岐 <small>二條院女房</small>
前斎院	丹後 <small>三條院女房</small>
小侍従	丹後

これに對して、第二類本は、「正治御百首正治二年八月」という  
目録の端作を有し、「作者」として掲げるところは、(1)で述べた百

首記載順序と合致している。今、紙幅がないので全体を引用することが出来ないが、第二类本の特徴としては次のように、作者名の下に注記をする点がある。

沙弥静空  
入道左大臣実房公左大臣  
 正親町三条

権大納言忠良  
号朝庵左大臣善実公三男  
 母五京大夫朝経朝女

丹後  
宣秋門院女房 源頼行女歌詠政卿臣

などである。

識語については、書誌の所で述べたように、第一類a本のみが有し、第一類b本、第二类本とも、それを有しない。

(5) 歌の有無

歌の有無について調べてみると、諸本間で相違する所が十一箇所ある。これを各類型ごとに整理して示すと次のようになる。歌が有るものについては○印で示す。

院	作者	番号	第一類a本	第一類b本	第二類本
良		451	○		○
經		448	○		○
		70	○	○	
		70	○	○	
		68	○	○	
		53	○		

計	讚岐	定家	积阿	季經	慈円
	1963	1304	1140	975	603
11	○	○	○	○	○
3					
3			○		

表中の番号とは、宮内庁本を底本として作成した『校本正治二年初度百首和歌』（未発表）に、私に付したものである。今は歌自体の内容にはふれないので、それぞれの歌を掲げることが省略させていた。

右の表に於いて、良經の四四八、四五一、积阿の一一四〇の歌は、第一類a本、第二类本が有するわけだが、両者では、歌の位置が異なっている。すなわち、第一類a本は、部立内の配列から見てもふさわしい位置に、それらの歌を有するが、第二类本は、それぞれの歌の属する部立の最後に歌を置いている。第一類a本の位置が正しいことは、家集に所収された本百首との比較によって確かめられる。

このように、第一類a本は歌数の点で最も完備した伝本であり、かつ、歌を正しい位置に有していると言える。（但し、小侍従の歌については、第一類a本を含めて諸本いづれも一首欠いて九十九首である。この点については後にふれる。）

以上、(1)~(5)の形態的特徴によって諸本を分類した。この他にも、定家の百首の奥に、「正治二年八月八日給題同廿五日詠進之」という一文を有するか否か（第一類ナシ、第二類アリ）、或は、中納言得業信広の百首の端作に、「正治元年十一月」とあるか否か（第一類アリ、第二類ナシ）という点があげられる。

一応、これらによって諸本が、第一類と第二類に分かれ、(4)、(5)によって更に第一類をa、bに分かつべきであることが確認される。

### 三 諸伝本の系統

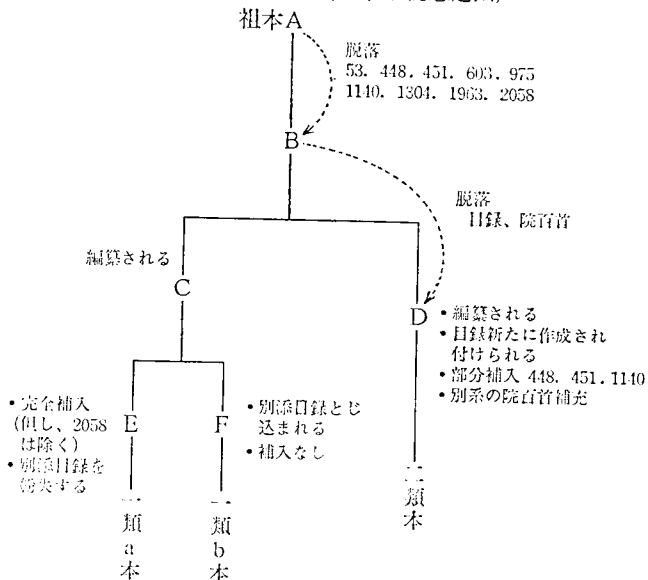
先に分類した正治初度百首諸伝本は、いったいどのような系統のもとに存在するのだろうか。行論の都合から、ここで一つの仮説を立ててみようと思う。その際の要件は、先の(1)~(5)の分類基準であるが、就中、歌の有無である。

今、正治初度百首諸伝本の祖本を一つに想定して、その下に系統を整理すると、次のように示すことができる。図中の祖本AからFは、仮想本である。

まず、祖本Aは、詠出者の各百首が一首も欠けることなく揃った、完備されたものであったと考えられる。それは、定家の『明月記』に、熟慮に熟慮を重ね、慎重に清書して奉ったなどと記されていることから考えうるところである。

また、この祖本Aの段階では、恐らく、詠出者の百首は編纂された形でなく、一人ずつの百首詠が単に集積されただけのものであったろうと想像できる。目録については、この段階で既に存在してい

(伝本系統想定図)



図中A~Fは仮想本。各仮想本間には、もっと多くの伝写過程が考えられるが、ここは簡略化するため、実線で結び示した。

たと考えられるが、やはり、集積された百首詠に添えられただけの形態であったに違いない。この目録は、一類b本のような目録ではなかったか。

仮説に於いて、祖本A→B段階で、五三、四四八、四五一、六〇三、九七五、一一四〇、一三〇四、一九六九の歌と、小侍従歌二〇五八という多くの脱落を私が想定するのは、本百首が、二千首以上という大部なものであり、その書写時に於ける歌の脱落は十分考えうる必然性を持っているからである。この脱落のうち、小侍従の二〇五八の歌の脱落は、私の右の想像を助ける一証左である。すなわち、現存する編纂本正治初度百首伝本は、すべて、小侍従の二〇五八の歌を欠いている。しかし、小侍従の独自に伝存する正治初度百首詠である「小侍従集<sup>別本</sup>」(鳥原公民館蔵松平文庫本、一三九・四六)——恐らく、これが小侍従の正治初度百首の詠進時の形を示すものであるう——を見ると、この歌を有しており、本来的に完備していたことを窺わせるのである。A→B段階で小侍従歌一首を含む九首の脱落が起こったのであろうと考える所以である。(注二)

Bから二つに別れ、C、Dへと書写されると考える、その一系統であるCについてまず述べる。C段階で、単に集積されただけであった各人の百首が、上下二冊に編纂された。これが、一類本の百首記載順序である。更に、このCが脱落歌を完全に、正しい位置へと補いつつ書写されたのが、Eの一類a本である。但し、小侍従の歌二〇五八については、補おうにも参照すべき小侍従の百首が見つからなかったのであろう。

また、目録については、C本段階で本文が編纂されたのだが、目

録だけはやはり別添のままであった。それを、E本はそのまま受け継ぎ、本文の中へ綴じ込まないで有していた。そして、別添の目録はいつのまにか紛失し、本文のみで目録を欠く伝本、第一類a本が出来上がったのであろう。

C→Fの系統を考えてみよう。C本はF本へと書写されたが、その段階で、別添であった目録は本文の中へ綴じ込まれた。しかし、脱落歌については、全く補われないうまま伝わった。これが一類b本である。百首記載順序は、親本C段階で編纂されたのであるから、一類a本と同じ順である。

では、もう一方の書写過程、二類本の方を考えてみよう。祖本Aから多くの脱落を経たB本は、次の段階B→Dで、目録と本文第一番目の百首である院の百首をそっくりなくしてしまったのではなからうか。しかしながら、D本は、各人の百首を各百首の端作にある作者書きに従って一冊に編纂し、それと合致した目録を新たに作成し、脱落歌については、補えるもののみ、家集などを見て補入した(四四八、四五一、一一四〇)と考えられる。

そして、なくなっていた院の百首については、補充すべく捜された結果、これを本来A本時点<sup>67</sup>で有していた院の百首(一類本系院百首、すなわち、68、70、70を有する百首)とは違つ、別の院の百首(68、70、70を有しない百首)で補充してしまつたのであろう。

院の百首をめぐるのは、後鳥羽院御集中の正治初度百首と編纂本とで、大きな差異があり、従来その関係が論ぜられていたところである。私は、御集中の百首が最終稿であると考えているので、編纂本正治百首が祖本A段階で有し、Cへと伝写されたのは院の第二次草稿本であったと見ている。そして、院の百首は、もう一つ、第一



次草稿本とも言うべき百首が存在していたのである。それがD本段階で編纂本にとり入れられた百首ではなかったかと考えている。つまり、私は、院の一類本系百首が、第一次草稿であり、二類本系百首が、第二次草稿であり、御集中百首が、最終稿であるという考えである。この問題については、もっと詳しく論拠をあげて述べねばならない。別稿を用意しているのでこちらにゆずりたい。(注3)

さて、以上のような過程を経て、一類a、b、二類という形態的特徴を持った伝本が発生するに至ったというのが、私の仮説である。今後の検証を要する一仮説としておきたい。(注4)

ところで、右のような仮説のもとに、現存諸伝本の相互関係をどのように考えればよいだろうか。以下、各伝本の性格を、異文に注目して述べることよって、その考察に代えたいと思う。

まず、B本からC、D本に別れてからは、以後、両者間で本文の校合などは行なわれなかったであろうことが窺える。例えば、

秋くるゝかねの響はすか原や伏見の里の冬のあかつき (五  
八、後鳥羽院冬)

という一類本の本文に対して、二類本は、第五句を「冬のあけほの」とする。また、

時雨つゝよもの紅葉葉ふりはてゝあられそ落る庭の木の葉に  
(二五九、式子内親王冬)

という一類本に対して、二類本は、第五句を「庭の木蔭に」とする。このように両者は対立する本文を有し、その箇所在校合の様子は見えない。

このことは、既に述べてきたように、両類間で歌の有無がある点からも首肯されるところである。すなわち、両類間で校合などが行

なわれたならば、歌の有無のある所では、補入されたり、或は、「イニハナシ」などと何らかの注記がなされていてもよさそうなものだからである。

一類本について述べる。一類本は、a本b本共に、次のような異文表記を持つ。

あらし吹さやかた山に雲きえて月影たゝむせとの白浪 (一四  
八、惟明親王秋)

月影に千鳥妻よふ明かたの哀たちそふ浪の上かな (一六六、  
惟明親王冬)

なかき夜の夢さめよとやにはつ鳥明ゆく空を人につくらむ  
(三九四、守覚法親王鳥)

但し、彰考館本のみ、「をちの白浪」「浪のこゑかな」「明ゆくほとを」という本文であり、一見すると「イ」と表記された異本とは、彰考館本かと思われる。このような一類本に書込まれた異文と彰考館本文とが一致する例は、正治初度百首全体にわたって見られ、彰考館本が異本であるとすると、うまく片付くのだが、そうは考えられない。

一類b本とした内閣甲本、島原本、彰考館本、久保田本の四本は、いずれも書写体裁や字母まで非常によく似ており、恐らくは、同一の親本F本から出た兄弟本のような関係であると思われる。すると、その一つである彰考館本が、他の三本に対して多くの異文を持つということは不自然である。やはり、異文表記は、C本段階で入れられていたものであって、彰考館本発生以前であると考えるのが自然であろう。

では、彰考館本が一見異本かと思われるような本文を有する理由

はどこにあったのだろうか。C本段階で既に異本と校合され、異文表記をもった形で伝写されたF本が、内閣甲本、島原本、彰考館本、久保田本に書写される際、彰考館本以外の三本は、異文表記の所を親本どおり忠実に、「せとの白浪」「浪の上かな」「明ゆく空を」とした。ところが、彰考館本は親本の異文表記箇所について、理解を主とした校訂の態度でのぞみ、「イ」とある異文を本文中に勝手にとり込んで行ったのであろう。

例えば、詳細に見てゆくと次のような例を捜し出すことができ

山嵐に汀の浪はたかくともなを霧ふかし宇治の河風（五〇、後鳥羽院秋）

という一類本の本文に対して、彰考館本は、「山嵐に汀の浪はあらいと」という文法的に不審な本文である。これを、異文を本文にとり込む際、つい、異本の「イ」字の字音にひかれて、「あらい」と書写してしまったと見ることはできないだろうか。

少々、本筋から離れたが、結局の所、一類本が異本として校合した本は、現存しない（或は未報告の）伝本で、歌数の点から見れば祖本Aが脱落を経た後のB本と同じ形態のものではないかと想像することが出来る。

さて一類a本とした宮内庁書陵部本は、靈元天皇宸筆の外題をもった善本で、文字も美麗である。脱落歌を補ったものと思われ（補入のあとは見えない）、歌数の点で最も完備した伝本となっている。一類b本のうち、彰考館本については、先に述べたとおりである。

他四本のうち、島原本と久保田本は巻首の目録に、その作者の詠作が、上下各冊の何番目に入っているかを右肩に注記している。これ

を島原本は朱でもってし、久保田本は墨でもってする。本文的にも両者は近似している。

内閣甲本は比較的、誤写・誤脱が多く、或は、彰考館本、島原本、久保田本の下位に来る本かも知れない。

統群書類従本は、内閣甲本を書写したものである。内閣甲本は、目録の所で、讃岐と丹後の注記を次のようにしている。

讃岐二条院女房  
宜秋門院女房

丹後

これは、他本によって見れば、「宜秋門院女房」という注記は、丹後に付せられたものであること明白であるが、多分、内閣甲本が親本を書写する際、右側の讃岐に付けられたものと誤って書写したためであろう。統群書類従はこの誤りをそのまま伝えており、活字本に至ってもそれを踏襲している。この他にも、本文を見比べると、統群書類従本は内閣甲本の子本であることがわかる。

ところで、この統群書類従本は後鳥羽院の百首の所に朱の書入れがある。これは後鳥羽院の百首については、後鳥羽院御集一本で以って校合し、校異を書入れたためである。但し、御集中の百首との歌の出入については記していない。

この写本が活字本となる時、活字本の奥書にあるように、版本百首部類と校合された。その際、本文整備という意味で、写本にあった朱の書入れ（御集との異同）を本文にとり込んだり、百首部類との異同も異文表記せずに本文にとり込んだりされた所がある。従って、活字本の統群書類従は本来の姿とは言えず、御集と百首部類本によって改変された本文なのである。私がまず校本の作成を志したのも、このような状況によっている。正治初度百首の研究

を手近に見られる唯一の活字本である統群書類従本で進めることは、多くの危険性を孕んでいることを痛感した次第である。

では次に、二類本について述べよう。二類本の内閣乙本、勸修寺本、版本は共通した本文を持ち、D本を親本とする兄弟本程度に考えている。但し、異本との交渉という点から見ると、二類本のうち、勸修寺本と版本とがより親密な関係を有しているようである。

例えば、

名に高き吉野の山の春よりや雲に桜をまかへ初けん (一一一三、俊成春)

という内閣乙本(一類本も同じ)の本文に対して、勸修寺本と版本だけは、第三句に「春春よりや」という異文を記している。同じく、

思ひ寝の夜半の夢路のほと、ぎす心の空に一こゑそきく (一四二四、家隆家隆)

という内閣乙本(一類本も同じ)の本文に対して、第四句を「心の空内」とするのが勸修寺本、版本なのである。

一方右のような例に対して、二類本のうちの内閣乙本のみが異文表記を有する場合もある。

そのつからそことも知らぬ月はみつ暮なはなけの花をたのみて (一三一七、定家春)

という歌の第三句を、内閣乙本のみ「月はみつ」とする場合である。

従って、二類本のうち、内閣乙本が校合した異本と、勸修寺本、版本が校合した異本とは別のものであることがわかる。一体、二類本が校合に用いた二つの異本とはどのような伝本であろうか。

ここで、二類本に属する三伝本が有する異文表記箇所を調べてみ

ると、それがあるのは、勸修寺本、版本では、院、俊成、定家、家隆、生蓮の百首の所のみであり、内閣乙本では、定家の百首の所のみである(但し、内閣乙本は、正治初度百首全体に、併書が見られる。この併書については、内容から見て、全て見せ消ちにあたるものと思われるので、今は除く)。

すると、二類本の異文表記箇所は部分的に片寄っており、ここは、編纂本の正治初度百首を異本として新たに想定するよりも、各歌人の家集に収められた正治初度百首詠、或は独自に伝存した個人別の正治初度百首の類を考えたいほうがよさそうである。

尚、蛇足ながら、勸修寺本と版本の関係について、兄弟本程度と考えている旨、述べたが、実のところ、私は、勸修寺本は版本を書写したものでないかという考えをもっている。この点については、もっと調査が必要なので断定することは早計であろう。ただ、このような感想を有するに至った理由として、次のことを記しておきたい。勸修寺家旧蔵本には、百首歌が多い。調査した所では、次の百首歌が蔵本として数えられた。目録の順に掲げる。

弘長百首 宝治百首 嘉元百首 建保百首 久安百首

正治百首(前後) 延文百首 永享百首 将軍家百首

為忠百首 五社百首 龜山殿七百首

この他に、「和歌百首」もあるが、右に掲げた百首は、いずれも元禄十三年刊の版本百首都類に所収されている百首である(但し、百首都類には、この他に「白河殿七百首」がある)。

これら勸修寺家旧蔵の百首歌は、すべて写本であり、同装幀である。この事實は、版本百首都類が、勸修寺家蔵本の提供によって上梓されたとも考えうる。安井久善氏は、『宝治二年院百首とその研

究』（笠間書院、昭和四六年）の中で、宝治百首の勸修寺本を調査していらっしゃるが、氏は勸修寺本を版本百部類の祖本的存在と位置づけていらっしゃる（三七九頁）。

もとより安井氏の御見解に異議を申し立てるものではないが、勸修寺家旧蔵の百首歌の一つ「五社百首」には、次のような奥書が付けられていたことを報告しておく。

貞治三年八月廿三日書写畢

為訓加也  
羽林郎將藤判

右以奥書本一校了

林和泉掾板行  
（出典）

肝心の「林和泉掾板行」の部分には、虫損があり、推定にとどまるのだが、版本を書写した際、刊記まで書写したのではなからうか。もちろん、五社百首だけ版本百部類を書写して蔵したのかもしれない。

### おわりに

以上、憶測をも交えつつ、正治初度百首の伝本系統について述べた。

ところで、今日伝存する正治初度百首の伝本はすべて二十三人の百首を収めるが、祖本Aの時点で遡って、すなわち、本来的に二十三人の百首を収めたものだろうか。このような疑念を抱かせるのは、「伝本とその書誌」の章で紹介した宮内庁書陵部本の識語である。この識語について、諸本の系統を考察する際ふれなかつ

たのは、それが極めて重大な、かつ不可思議な問題を提示しているからであり、別稿を以って詳述したいという気持ちからである。

しかし、この識語を無視して稿を終えるのも心残りであるので、伝本系統にかかわる点についてのみふれて、本稿の結びとしたい。

宮内庁書陵部本の識語によると、「中納言得業信広」の百首は、それを載せる本と載せない本とがあったことになる（中納言得業信廣於流布本者無此作者、所載或本也）。そして、この人物に不審の念を抱いている（若被追加歟、位畧書様不審）。

当初、正治初度百首は二十三人ではなく、二十二人で構成されたものではなかったか。すなわち、「中納言得業信広」の百首はなかった（もちろん、目録にもその名はなかった）。それが二十三人本になったのは、まず第二類本の親本であるD本に於いてであり、第一類本の親本C本は、このD本を見て「中納言得業信広」の百首をとり入れたのではなかったらうか（然而依見及書入）。宮内庁書陵部本の識語も、この時点でつけられたのではないか。

ではなぜ、「中納言得業信広」の百首がD本段階で入れられたのか。いったい「中納言得業信広」とは誰なのか。疑問は次々と湧いてくるが、正治初度百首は現存の形ではなく、当初は二十二人本であったと、今のところ考えていることを記して、なお統稿に俟ちたい。

（昭和五四年十月稿）

### △注▽

（注1）この伝本について、久保田淳氏が、『今物語・隆房集・東斎隨筆』（中世の文学、三弥井書店、昭和四五年五月）の附録7の中で紹介されている。成稿後、拝見したので、ここに注と

して付記させていただく。

久保田氏の御報告の要点に従って、諸本と比較すると、目錄端書から欠歌に至るまで、第二類本と同様の形態であることがわかる。但し、第二類本諸本が欠く定家の春の歌(一三〇四)については、この伝本、有しているようである。又、注記の小紙片は、この伝本のみの特徴であるらしい。

私は、この伝本を落札することはもちろん、下見会で見ることもできなかった。久保田氏の御報告に感謝申し上げます。

(注2)「小侍従集別本」については、拙稿「正治初度百首研究のたぐい」——『小侍従集別本』の解題と翻刻——(『研究と資料』第二輯昭和五四年十二月)を参照いただければ幸いです。

(注3)この問題については、「後鳥羽院の『正治初度百首詠』改作について」と題して、昭和五四年秋の中古・和歌合同大会で発表した。

(注4)成稿後、都立大学大学院の武井和人氏より、『実隆公記』に次のような記述のあることを御教示いただいた。

文明十七年正月廿四日丁未(中略)

及晚自室町殿被召雜掌、正治百首内、御製、式子内親王、後京極撰政、守覚法親王、定家、家隆等卿以上六人分被新写之加校合可進上之由也、明日可沙汰進上之由申入之、政行奉云々、

廿五日戊申晴、滋野井朝瀆相伴、被携中酒、正治百首加校合午後進上之、入夜子下刻、以御使武百小三郎、被校合事早速沙汰進上喜思食之由、自室町殿被仰下、畏入□□、

廿八日辛亥晴(中略)及昏自室町殿為二階堂消□正治御百首内中

納言得業信広詠哥一卷被送下之、此哥於何集有所見哉作者御不審可勤申□由也、更不得才学、凡署之様書中納言得業之□不審之由申入了、

この記録によると、義尚が実隆に正治百首を書写校合せたことがわかる。又、廿八日の条では、中納言得業信広をめぐって不審である事を記している。この記述は、宮内庁書陵部本の識語を想像させ、恐らくは、ここに言う室町殿本が宮内庁書陵部本の親本にあたるのではないかと思われる。更に他の記録類をも捜して、正治百首の伝本系統を検証して行きたいと思つてゐる。

#### △付記V

本稿は、修士論文の一部を改稿したものであり、終始御指導を賜わった稲賀敏二先生に感謝致します。また、伝本調査にあつての各文庫の御好意に感謝致します。

末筆となりましたが、宮内庁書陵部の橋本不美男先生、東京大学の久保田淳先生には、御多用の中、御指導をいただきました。尚、本稿で紹介した久保田本は、久保田先生の御好意により拝見させていただいたものです。ここに記して、御礼申し上げます。

——広島大学大学院博士課程後期在学——